（測量等）

一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について審査し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。

① 申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度における希望業種区分の実績により算定した「年間平均実績高」

② 審査基準日の直前の事業年度の決算における「自己資本額」

③ 審査基準日における業種区分ごとの「有資格者の数」

④ 審査基準日の前日までの「営業年数」（１年未満切捨て）

6　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

資格決定の日（ただし、定期受付の場合は令和３年４月１日）から令和５年３月31日までとする。

8　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格

特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵ 経常建設共同企業体としての競争参加者の資格

経常建設共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。

⑶ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、北海道開発局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑷ 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併後の経営事項審査を受けている者に限る。

① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

② 親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④ 既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤ 営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸ 次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送（定期審査の申請にあっては郵送のみ）に限るものとする。

① 申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

② 申請者が経常建設共同企業体である場合（申請方法等は別に公示する）

③ 事業協同組合で審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する場合

④ 協業組合、企業組合で３⑵（建設工事に係る添付書類）の［注］⑹に掲げる書類を提出する場合

⑤ 申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、その事実を届け出ていない場合

⑥ 更生手続等開始決定者で、⑶に掲げる再度の決定を受けていない場合

⑦ 経営事項審査の告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）又は経営事項審査の告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）を受けている場合

⑹ 次に掲げる場合の測量等の申請については、持参又は郵送（定期審査の申請にあっては郵送のみ）に限るものとする。

更生手続等開始決定者で、競争参加資格の再度の決定を受けていない場合

⑺ 新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加（指名競争）資格審査の特例

① 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年１月31日までの間における４（建設工事）⑤の規定の適用については、４（建設工事）⑤中「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

② 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、３⑵ア（建設工事に係る添付書類）③又は３⑵ア（測量等に係る添付書類）⑧に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとする。

⑻ ３⑵ア（建設工事に係る添付書類）［注］⑷に掲げる書類のうち工事経歴書に準ずる書類を提出する場合は、定期審査の申請にあっては、別記４の送付先に電子メールにより送信するものとする。

別記１　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴ 石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目（電話011―611―0309）

⑵ 渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　〒040―8501 北海道函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）

⑶ 後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　〒047―8555 北海道小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）

⑷ 上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　〒078―8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）

⑸ 胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　〒051―8524 北海道室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）

⑹ 釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　〒085―8551 北海道釧路市幸町10丁目３（電話0154―24―7135）

⑺ 十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　〒080―8585 北海道帯広市西５条南８丁目（電話0155―24―2903）

⑻ オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　〒093―8544 北海道網走市新町２丁目６―１（電話0152―44―6147）

⑼ 留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　〒077―8501 北海道留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）

⑽ 宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　〒097―8527 北海道稚内市末広５丁目６―１（電話0162―33―1064）

⑾ 北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目（電話011―709―2311）